

立岩区画排水機場詳細設計業務

特記仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

立岩区画排水機場は、現在、スクリューポンプ $\phi 2800 \times 3$ 台が設置されている。既設スクリューポンプは1台が不調である。また、今後の維持管理も困難となる可能性がある。よって、現状を踏まえ既存施設の改修、ポンプ形式の変更等を踏まえ施設改修詳細計画を行うものである。

1.2 仕様書の適用

本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県設計業務共通仕様書」によるものとする。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って委託者の契約約款に定めるものを提出しなければならない。なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門の「河川、砂防及び海岸・海洋部門」または「総合技術監理部門」（選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、または（一社）建設コ

ンサルタント協会認定 R C C M 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」に合格し登録を受けている者とし、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な計画協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果物の審査及び納品

(1) 受託者は、成果物完成後に鳴門市の検査員の検査をもって業務の完了とする。

(2) 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責により、業務の内容に適合しないものである場合、受託者はただちに該当業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議によるものとする。

第2章 設計業務

2.1 設計計画

本業務の実施にあたり、特記仕様書及び既往資料等の内容を把握し、業務遂行の基本方針を決定する。また、人員配置、工程計画立案等により全体作業の円滑な遂行を図るための方策を検討し、業務計画書を作成する。

2.2 現地踏査

既設ポンプ設備、建屋の構造、敷地条件、周辺土地利用状況、支障物やその他の制約条件の現地確認を行う。

2.3 基本事項の決定

現況ポンプ施設(スクリューポンプ)の今後維持管理について検討を行い、現況ポンプ施設(スクリューポンプ)の使用及びポンプ形式の変更、施設の建て替え等を踏まえて整備方針を決定する。

2.4 土木構造物設計

土木構造物設計の作成を行う。

2.5 操作室設計及び外構設計

操作室設計及び外構設計の作成を行う。

2.6 ポンプ設備設計

ポンプ設備設計の作成を行う。

2.7 施工計画

決定した整備方針において、ポンプ口径、揚程計算、施設規模を決定し、施工計画の作成を行う。

2.8 仮設構造物設計

仮設構造物設計の作成を行う。

2.9 数量計算書

数量計算書の算出を行う。

2.10 照査

本業務における照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施する。

2.11 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、設計条件、使用した基準、構造決定の根拠・経緯や結論を取りまとめた報告書を作成する。

第3章 成果物

成果物の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ鳴門市と協議する。

第4章 打合せ

打合せは下記を標準とし、中間打合せは業務の進捗状況や監督職員の要請に応じて適宜行う。

- ①業務着手時
- ②中間打合せ
- ③成果物納入時

なお、主要な打合せには、管理技術者が必ず出席するものとする。

第5章 参考図書等

業務は、最新版図書を参考にして行うものとする。